

み や け じ ま か っ せ い か け い か く
三宅島活性化計画

三宅村・東京都

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	三宅島活性化計画	都道府県名	東京都	市町村名	三宅村	地区名(1)	三宅島	計画期間(2)	平成19年度～21年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	----------	-----	-----------	-------------

目 標 :(3)

三宅島の農業は、花き観葉、野菜等の農産物を供給し、島民の生活安定に大きな役割を担ってきた。平成12年6月の噴火災害によって長期間にわたり島外避難を強いられ、平成17年2月から帰島を開始したが、いまだに火山ガスの影響もあり、避難時の状況までに回復していない。

三宅島を活性化させるためには、帰島対策の支援として、アシタバやレザーファンなどの地域特産品を軸にした、一次産業である農林水産業振興の条件整備が必要である。そのためには、現在の定住人口と受益農業者の維持を目標に、老朽化した既存農道を農道保全対策事業で整備して、生産の効率化を上げて農家の帰島を促し、地域の活性化をめざす。

東京都は「東京農業振興プラン」を策定し、区市町村に対して農業の振興及び地域の活性化を図るための指針を示し、積極的な参加と協力を働きかけていくため、本活性化計画を三宅村との共同計画として位置付けている。

目標設定の考え方

地区の概要:

東京の南南西海上180kmに位置し、面積55.5Km²、周囲35.9km、島中心部に標高814m雄山がある。本地区は島の北西部に位置し、標高110m前後に緩やかな農地が広がり、かんがい用水も整備されている農業振興地域で、温暖な気象条件に合った花き観葉植物やアシタバが多く栽培されている。

現状と課題

本地区は農業用水施設が整備されているなど生産基盤の整備が行き届いているため、収益性が高く比較的相場が安定したレザーファン、ドラセナなどの花き観葉栽培及びアシタバ栽培が盛んに栽培されている。

しかし、火山の噴火により5年間の全島避難を余儀なくされ、農道の維持管理を十分に行えなかったことから、舗装の老朽化が顕著となり、効率的な農業生産の支障になっている。

今後の展開方向等(4)

平成12年6月から始まった一連の火山活動に伴う降灰、泥流及び火山ガスと長期間農地が放置されたため、生産基盤は壊滅的な打撃を受けている。

しかし、今後の農業生産において中核的な役割を担っていく農家の育成と確保に重点をおき、被災前時点の三宅島の農業をめざし、地域特性を生かした花き観葉、アシタバなどのブランド化と、観光や水産業と連携した、農業による地域の活性化を積極的に取り組み、農家の帰島や新規就農により、現在の定住人口を維持してゆく。

〔記入要領〕

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
三宅村	三宅島	基盤整備(土地改良施設保全)	三宅村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

三宅島地区(東京都三宅村)	区域面積 (2)	5,082ha															
区域設定の考え方 (3)																	
<p>法第3条第1号関係:農用地及び林地(以下「農林地」という。)が当該地域内の土地の相当部分を占めていること 当該区域の総面積に対する農林地等の占める割合が概ね80%以上</p> <table border="0"> <tr> <td>三宅島総面積</td> <td>55.50K㎡</td> <td>農地面積</td> <td>13.24K㎡</td> <td>三宅島の活性化対象面積に対する農林地等の占める割合</td> </tr> <tr> <td>火口周辺面積活性化対象外</td> <td>4.67K㎡</td> <td>山林面積</td> <td>27.97K㎡</td> <td>(13.24+27.97)/50.83= 81.07% > 80%</td> </tr> <tr> <td>三宅島活性化対象面積</td> <td>50.83K㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			三宅島総面積	55.50K㎡	農地面積	13.24K㎡	三宅島の活性化対象面積に対する農林地等の占める割合	火口周辺面積活性化対象外	4.67K㎡	山林面積	27.97K㎡	(13.24+27.97)/50.83= 81.07% > 80%	三宅島活性化対象面積	50.83K㎡			
三宅島総面積	55.50K㎡	農地面積	13.24K㎡	三宅島の活性化対象面積に対する農林地等の占める割合													
火口周辺面積活性化対象外	4.67K㎡	山林面積	27.97K㎡	(13.24+27.97)/50.83= 81.07% > 80%													
三宅島活性化対象面積	50.83K㎡																
<p>法第3条第2号関係:当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であること 農業振興整備計画で位置付けている</p>																	
<p>法第3条第3号関係:既に市街地を形成している区域以外の地域 農業振興地域農用地区域に指定されているため、市街地は形成されていない。</p>																	

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」、「使用貸借」、「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

三宅村

計画完了の翌年度及び事業完了から6年目の4月1日現在の定住人口を東京都へ報告する。

東京都

報告内容を調査して、定住人口の維持と、受益農業者の減少抑制が目標が達成できていない場合は、改善計画の提出を求めるとともに、適切な営農指導を行う。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。